

## 福島県地方卸売市場事務取扱要領

### 第1 目的

卸売市場法（昭和46年法律第35号、以下「法」という。）、卸売市場施行令（昭和46年政令第221号、以下「政令」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号、以下「省令」という。）に基づく福島県における地方卸売市場に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 知事が実施する事務手続

法、政令及び省令に基づき、福島県知事が実施する認定等については、次に定める事務とする。

- 1 法第13条第1項に規定する地方卸売市場の認定
- 2 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項に規定する地方卸売市場の変更認定
- 3 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項に規定する地方卸売市場に係る軽微な変更の届出書の受理
- 4 法第14条において読み替えて準用する法第7条に規定する地方卸売市場の休止又は廃止の届出書の受理
- 5 法第14条において読み替えて準用する法第8条第2項に規定する中央卸売市場の認定申請に係る届出書の受理
- 6 法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項に規定する地方卸売市場の運営状況報告の受理
- 7 法第14条において読み替えて準用する法第12条第2項に規定する地方卸売市場の検査

### 第3 地方卸売市場の区分

地方卸売市場の区分は、次のとおりとする。

- 1 水産物産地市場  
水産物を取り扱う卸売市場のうち生産地に近接して開設され、出荷者から出荷された商品を他の市場、主として消費地市場に出荷する業者に対して卸売をする市場
- 2 水産物産地市場以外  
水産物産地市場以外の市場

### 第4 地方卸売市場の認定申請

法第13条第1項の認定を受けようとする者は、省令第17条第1項に規定する別記様式第1号に次に掲げる書類を添えて、水産物産地市場以外については所管する各農林事務所に、水産物産地市場については水産事務所に提出しなければならない。

- 1 業務規程
- 2 開設者に関する次に掲げる書類（開設者が地方公共団体である場合にあっては、（4）に掲げる書類）
  - （1）定款
  - （2）登記事項証明書
  - （3）役員名簿及び役員の履歴書
  - （4）直近の事業報告書（省令で規定する別記様式第7号の例により作成したもの）又はこれに

準ずるもの（開設者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む年度の事業計画書）

- (5) 誓約書（法第14条において準用する法第5条第2号から第4号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面）

### 3 卸売市場の施設の配置図

- 4 卸売業者に関する次に掲げる書類（卸売業者が個人である場合にあつては、戸籍抄本又はこれに代わるもの及び（4）に掲げる書類）

- (1) 定款

- (2) 登記事項証明書

- (3) 役員名簿

- (4) 直近の事業報告書（省令で規定する別記様式第2号の例により作成したもの）又はこれに準ずるもの（卸売業者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む年度の事業計画書）

### 5 取引方法等が公表されていることを証する書類

卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法及び取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法が公表されていることを証する次のいずれかの書類

- (1) ホームページにより公表している場合はそのURLを記載した書類

- (2) 卸売市場内に掲示している場合はその写真

- (3) その他公表していることが証明できる書類

### 6 その他の遵守事項を定めた場合の書類

- (1) 当該遵守事項を定めるに当たって、法第13条第5項第6号ロの規定により取引参加者の意見を聴いたことを証する議事録の写し等

- (2) 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていることを証する次のいずれかの書類

- ア ホームページにより公表している場合はそのURLを記載した書類

- イ 卸売市場内に掲示している場合はその写真

- ウ その他公表していることが証明できる書類

## 第5 地方卸売市場の認定事項及び業務規程の変更認定

法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項に規定する法第13条第2項各号に掲げる認定事項及び業務規程の変更認定を受けようとする者は、別記様式第3号に次に掲げる書類を添えて、水産物産地市場以外については所管する各農林事務所に、水産物産地市場については水産事務所へ提出しなければならない。

- 1 変更後の認定申請書（別記様式第1号）

- 2 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書類

- 3 省令第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更となる書類

## 第6 地方卸売市場に係る軽微な変更の届出

法第14条において読み替えて準用する法第6条第2項の規定による届出は、当該変更の日の7日後までに、別記様式第4号に次に掲げる書類を添えて、水産物産地市場以外については所管する各農林事務所に、水産物産地市場については水産事務所へ提出しなければならない。

ただし、省令第26条第3号から第9号までに掲げる変更については、その年度に係る第9の規定による地方卸売市場の運営状況報告をもって代えることができる。

- 1 変更後の認定申請書（別記様式第1号）
- 2 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書類
- 3 省令第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更となる書類

#### 第7 地方卸売市場の休止又は廃止の届出

法第14条において読み替えて準用する法第7条の規定による届出は、休止又は廃止の日の30日前までに、別記様式第5号を水産物産地市場以外については所管する各農林事務所に、水産物産地市場については水産事務所へ提出しなければならない。

#### 第8 中央卸売市場の認定申請に係る届出

法第14条において読み替えて準用する法第8条第2項の規定による届出は、法第4条第1項の認定の申請後速やかに、別記様式第6号を水産物産地市場以外については所管する各農林事務所に、水産物産地市場については水産事務所へ提出しなければならない。

#### 第9 地方卸売市場の運営状況報告

法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項の規定による報告は、毎年度経過後4月以内に、別記様式第7号に次に掲げる書類を添えて、水産物産地市場以外については所管する各農林事務所に、水産物産地市場については水産事務所へ提出しなければならない。

- 1 卸売市場の業務の運営に係る公表について、インターネット以外の方法で公表している場合は、その公表内容が分かる資料
- 2 省令第27条第2項に基づき、軽微な変更の届出に代えて報告をする場合は、その該当する内容に応じて変更された業務規程及び当該変更に関する議事録の写し等、変更に関する意思の決定を証する書類又は省令第17条3項に掲げる添付書類
- 3 卸売業者の最新の事業報告書（別記様式第2号）及び貸借対照表、損益計算書の写し

#### 第10 卸売業者による事業報告書の作成等

卸売業者は、法第13条第5項第5号の表の5の項（2）に基づき、事業年度ごとに別記様式第2号を作成し、当該事業年度経過後90日以内に地方卸売市場の開設者へ提出しなければならない。

#### 第11 地方卸売市場の検査

地方卸売市場の開設者は、知事の求めに応じ、開設者の業務又は財産に関する報告もしくは資料の提出、立入検査に協力しなければならない。

## 附 則

- 1 本要領は、令和2年6月21日から施行する。ただし、第4の規定は令和2年2月13日から施行する。
- 2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）第1条の規定による改正前の卸売市場法第2条第4項に規定する地方卸売市場（以下、「旧地方卸売市場」という。）に係る改正法附則第3条第3項の申請については、次に掲げる事項の記載を省略することができる。
  - (1) 卸売市場の位置及び施設に関する事項
  - (2) 卸売市場の卸売業者に関する事項
  - (3) 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項
- 3 旧地方卸売市場に係る改正法附則第3条第3項の申請については、省令第17条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる書類の添付を省略することができる。
  - (1) 開設者に関する次に掲げる書類
    - ア 定款
    - イ 登記事項証明書
    - ウ 役員名簿及び役員の履歴書
    - エ 直近の事業報告書（省令で規定する別記様式第7号の例により作成したもの）又はこれに準ずるもの（開設者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む年度の事業計画書）
    - オ 誓約書（法第14条において準用する法第5条第2号から第4号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面）
  - (2) 卸売市場の施設の配置図
  - (3) 卸売業者に関する次に掲げる書類
    - ア 定款
    - イ 登記事項証明書
    - ウ 役員名簿
    - エ 直近の事業報告書（省令で規定する別記様式第2号の例により作成したもの）又はこれに準ずるもの（卸売業者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む年度の事業計画書）

## 附 則

- 1 この改正は、令和2年11月24日から施行する。